

# 住民税非課税世帯等に対する 生活支援給付金（3万円／1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 生活支援給付金（1世帯あたり3万円）は、物価高騰対策として住民税非課税世帯や令和5年1月から8月までの収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり 3 万円

### 給付金の支給時期

三原市が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。  
※書類に不備などがある場合や家計急変世帯はさらに時間を要する場合があります。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度  
**「住民税（均等割）が  
非課税」**の世帯

令和5年1月から8月までの収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます（要返送）  
※一部申請が必要な場合があります。

令和5年6月1日時点で三原市に住民登録のある世帯に確認書が送付されます。  
世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



申請期限：令和5年10月31日（火）  
必着

【申請書配布先】  
三原市役所社会福祉課、各支所ほか

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合



- 対象となる世帯には、三原市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書（申請書）が届きます。確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、返信してください。
- 住民税非課税世帯であるにもかかわらず、確認書が届かない方は、申請書の提出が必要となる場合があります。詳しくは市ホームページで確認、または下記コールセンターにお問い合わせください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合



- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に返信用封筒にて返信、または下記の給付金申請受付窓口に直接提出してください。

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となつた世帯（家計急変世帯） (申請時点で三原市に住民登録がある世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の給付金申請受付窓口へ直接または三原市社会福祉課に郵送してください。

### 【必要書類】

- 申請・請求者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し）
- 受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードの写し）
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書（世帯全員の収入（所得）見込額の記入が必要となります）
- 『令和5年1月から令和5年8月までの任意の1か月の収入』の状況が確認できる書類の写し（給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類等の写し）

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から令和5年8月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること（※2）を指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（三原市の場合）単身の場合：96.5万円以下、本人と扶養（1人）の場合146.9万円以下

※2 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

！ 三原市生活支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

ご不明な点がある場合は下記のコールセンターへお問い合わせください

三原市生活支援給付金コールセンター

📞 0848-67-6250

受付時間 9:00～17:00

（土日祝を除く）

三原市ホームページ



給付金申請受付窓口：三原市役所社会福祉課（本庁1階），各支所